

(建 物)

第71条 建物の名称の表示は、次による。

- 一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。
- 二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不適当と認められるものについては、略称を表示することができる。

(小物体)

第72条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。

(水 部)

第73条 水部の名称の表示は、次による。

- 一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。
- 二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。
- 三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。
- 四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。
- 五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。

(水部に関する構造物)

第74条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。

(諸地・場地)

第75条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。

(山 地)

第76条 山地の名称の表示は、次による。

- 一 山、丘、尖峰等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。
- 二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、第73条(水部)一及び二の規定に準じて表示する。

(基準点の標高)

第77条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。

(等高線数値)

第78条 等高線数値の表示は、次による。

- 一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合は、主曲線に表示することができる。
- 二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。
- 三 数値は、等高線を間断し、等高線と字列の中心を一致させて表示する。
- 四 表示密度は、基準点を含めて、図上10cm×10cmに10個を標準とする。

(説明注記)

第79条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。

(例) 道路、鉄道等の建設中 (建設中)、(宅地造成中)、(耕地整理中)  
( 工事中)、(工場用地)  
建物 (建築中)  
規模の大きい輸送管の種類 (水)、(油)、(ガス)

## 第5章 整飾

### 第1節 通則

(整飾)

第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

(整飾の表示事項)

第81条 整飾の表示事項は、設計書または特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。

# 数値地形図データファイル仕様

## 第1章 総 則

### 第1節 総 則

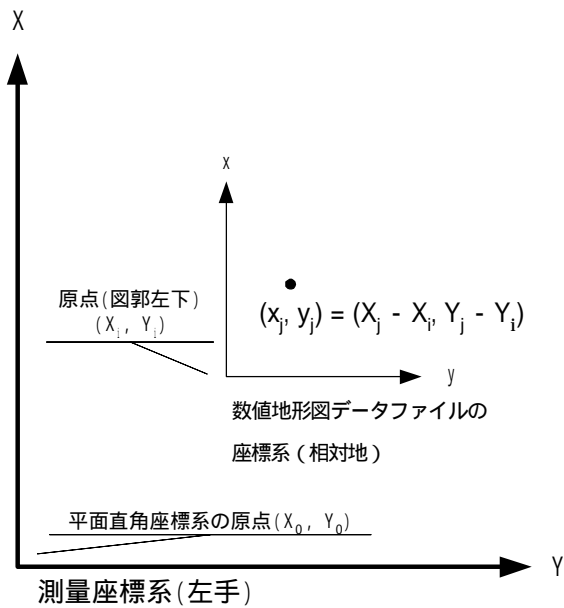
(ファイル仕様のバージョン)

第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、1とする。

2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。

(座標軸と原点)

第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。



2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。

3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。

(図郭割り)

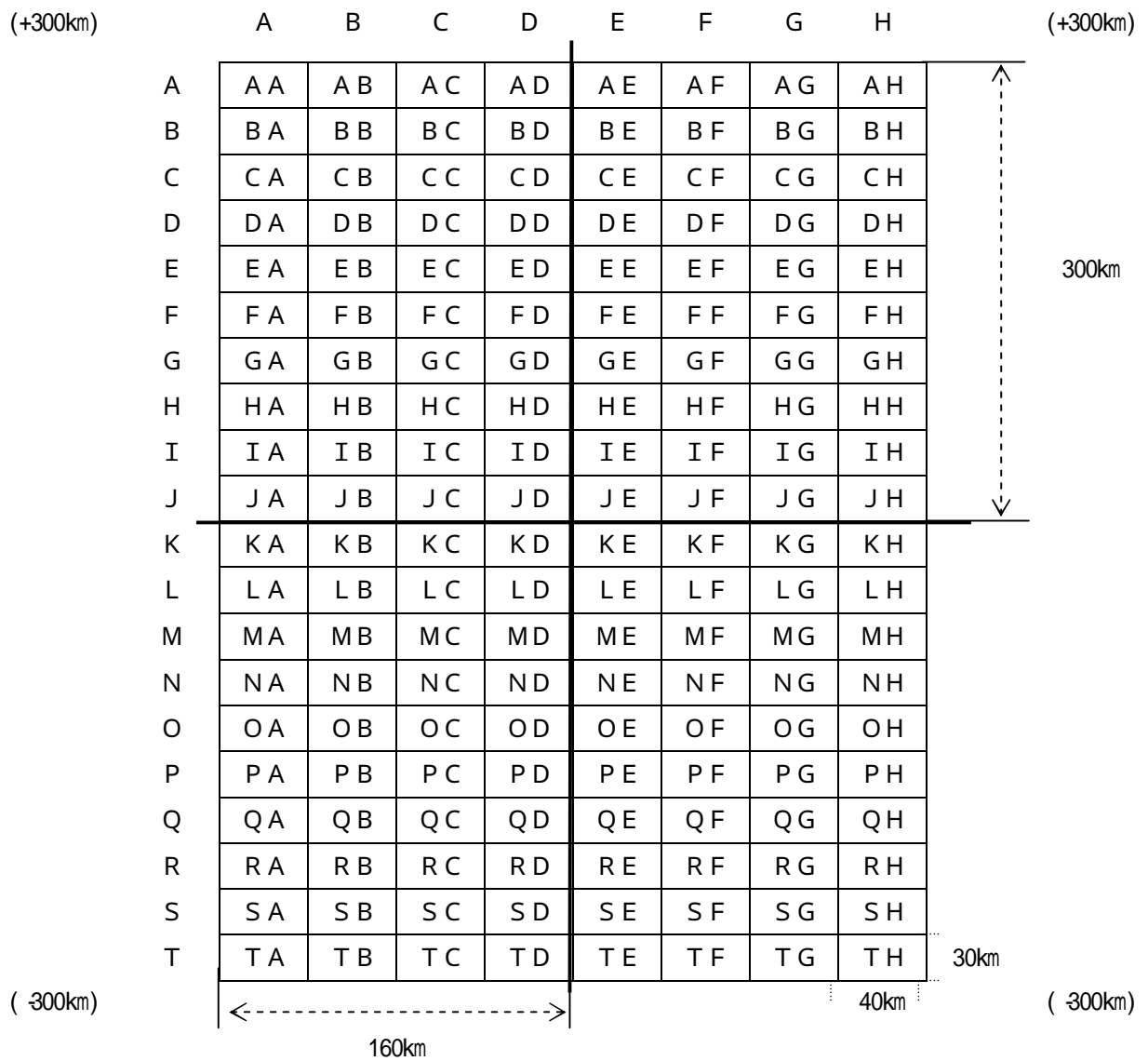
第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。

2 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。

3 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。

4 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。

一 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



二 地図情報レベル5000 においては座標系内の1区画を100等分し、下図によりアラビア数字で表示する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	↑ 30km ↓
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	
	←----->										
	40km										

三 地図情報レベル2500 においては、地図情報レベル5000 の図郭に相当する区画を各辺で2等分して得られる4個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に1～4のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル5000 の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

四 地図情報レベル1000 においては、地図情報レベル5000 の図郭に相当する区画を各辺で5等分して得られる25個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル5000 の図郭番号に追加する。

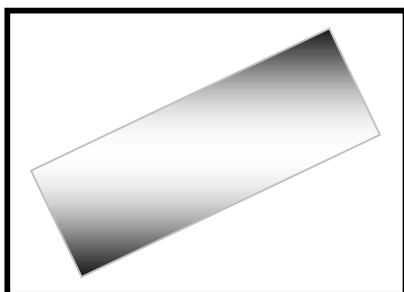
	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

五 地図情報レベル 500 にあっては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

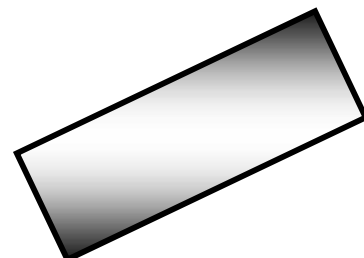
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

5 路線等に沿ったデータ整備の場合は、次の各号による。

- 一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。
- 二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。
- 三 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合には、m単位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。
- 四 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。



座標軸に平行な矩形で覆う場合



斜めの矩形で覆う場合

(ファイルの命名則)

第 8 5 条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。

- 例 . 地図情報レベル 500.....09LD0000 ~ 99
- 地図情報レベル 1000.....09LD000A ~ 4E
- 地図情報レベル 2500.....09LD001 ~ 4
- 地図情報レベル 5000.....09LD00 ~ 99

2 ファイルの拡張子は、次の各号による。

- 一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。
- 二 データファイルは、数値地形図データとする。

(データファイルの更新)

第 8 6 条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただ

し、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。

2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1 から付番するものとする。

(世界測地系への座標変換)

第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。

2 ただし、1回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をmm単位で図郭座標として記録するものとする。

(必須項目と選択項目)

第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。

2 選択項目の使用は、受発注者間の協議による。

## 第2章 数値地形図データファイル仕様

### 第1節 通則

(座標値の単位)

第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくm単位とする。

- 一 地図情報レベル500及び1000では、mm単位とする。
- 二 地図情報レベル2500及び5000では、cm単位とする。
- 三 地図情報レベル10000では、m単位とする。

2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。

- 一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、mm単位とする。
- 二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。

(図郭座標の端数)

第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。

例えば、"-1234.56"は、図郭座標カラムには"-1234"を、図郭座標端数カラムには"-56"を記述する。

(角度)

第91条 角度の単位は、度単位とする。

(点データの記述)

第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。

- 2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にmm単位で格納するものとする。
- 3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。

(等高線データの記述)

第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。

2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にmm単位で格納するものとする。

(属性数値)

第94条 属性数値は、mm単位で格納するものとする。

- 2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。
- 3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。

(ファイルの座標次元)

第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。

- 2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。
- 3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。



(レコード)

第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。

2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。

(代表点の座標)

第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。

(年月の記述)

第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。

2 取得年月は、原則として納品年月とする。

(文字コード)

第99条 文字コードは、Shift JISとする。

2 使用する文字の範囲は、JIS第一水準と第二水準とする。

### 第3章 写真地図データファイル仕様

#### 第1節 通則

(図郭割り)

第100条 写真地図データファイルの格納は、国土基本図図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。

2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。

#### 第2節 写真地図データファイル

(ファイル仕様)

第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮TIFF仕様で格納するものとする。

(ファイル命名則)

第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。

2 写真地図データファイルの拡張子は、TIFとする。

#### 第3節 位置情報ファイル

(ファイル仕様)

第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。

2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。

一 画像座標系から地上座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(aからf)を順番に各1行で記述する。

アフィン変換は、次式で表される。

$$\begin{cases} x' = ax + by + c \\ y' = dx + ey + f \end{cases}$$

ここで、

x' : 地上座標系のx座標(数学系 東西、単位:m)

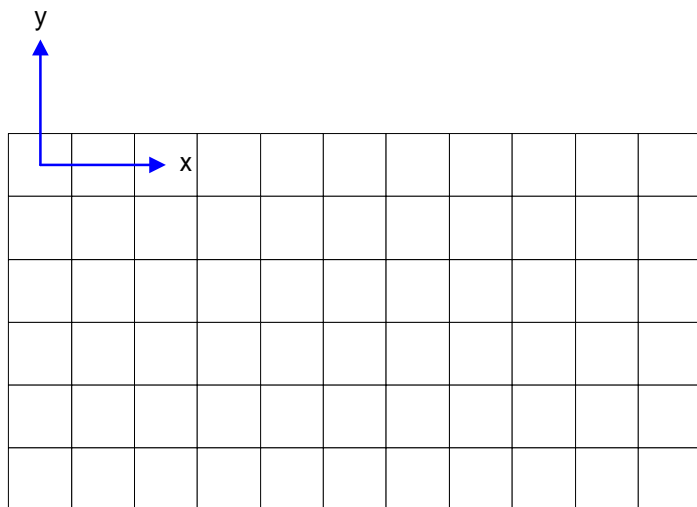
y' : 地上座標系のy座標(数学系 南北、単位:m)

x : 画像座標系のx座標(カラム又は列、単位:画素)

y : 画像座標系のy座標(ロウ又は行、単位:画素)

a ~ f : アフィン変数

二 座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。



(ファイル命名則)

第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。

2 ワールドファイルの拡張子は、TFWとする。

## 第4章 数値地形図データファイル説明書

(作業地域表)

第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。

2 図郭割り標定図は、別途作成する。

3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。

(データ管理表)

第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。

(データ更新記録表)

第107条 数値地形図データファイルの更新(修正測量)を行った場合に、その履歴を記録する。

(記録媒体記録票)

第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。

(ユーザー領域説明書)

第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。

(データ項目別オプションリスト)

第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。

2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。

3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。

(属性区分表)

第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。

(外字記録表)

第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。









## 付属資料

公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	応用測量
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類基準表	測量記録
公共測量標準図式	数値地形図データ取得分類コード表	
公共測量標準図式	数値地形図データファイル仕様	



# 公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表

図式の見方

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線	適用	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向				

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑳

番号	項目	説明										備考																							
①	大分類	作業規程の準則 公共測量標準図式に準ずる。																																	
②	分類																																		
③	分類												レイヤ																						
④	コード												データ項目																						
⑤	名称																																		
⑥	地図情報レベル	500	原則として適用・・・・・・・・地図情報レベル500、1000の場合、適用するものは「一般」、「道路」、「河川」を表示し、地図情報レベル2500、5000の場合、適用するものは「一般」と表示する。 製品仕様書によるもの・・・・・・・・括弧で括った図式 原則として適用しないもの・・・・・・・・空白																																
⑦		1000																																	
⑧		2500																																	
⑨		5000																																	
⑩	図式	図面出力時の図(絵)を表示。																																	
⑪	取得方法	<p>・各図形に対する取得方法を示す。                      ・線データで矢印(→)があるものは、入力方向が有ることを示す(⑮の方向の欄に"有"があるもの)。                      ・記号は傾き0°で表示。                      ・点データで傾きのあるもの(⑮の方向の欄に"有"があるもの)はy軸が傾向を示す。</p> <p>例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>へい(6340)の場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>坑口(4219)の場合</p> </div> </div> <p>この場合、入力方向に対して右側にへいの記号が出力時に発生することを表現する。</p>																																	
⑫	図形区分	数値地形図データフォーマットの図形区分に準ずる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>内 容</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>00</td> <td>非 区 分</td> <td>下記に該当しない全データ</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>射影部の上端</td> <td rowspan="2">石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆の射影をもつもの</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>射影部の下端</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>高 欄</td> <td rowspan="3">道路橋、鉄道橋</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>橋 脚</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>観 柱</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>ガードレール</td> <td rowspan="2">防護さく</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>ガードパイプ</td> </tr> </tbody> </table>										コード	内 容		00	非 区 分	下記に該当しない全データ	11	射影部の上端	石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆の射影をもつもの	12	射影部の下端	21	高 欄	道路橋、鉄道橋	22	橋 脚	23	観 柱	26	ガードレール	防護さく	27	ガードパイプ	
コード	内 容																																		
00	非 区 分	下記に該当しない全データ																																	
11	射影部の上端	石段等の両端部、崩土、壁岩、滝、人工斜面、被覆の射影をもつもの																																	
12	射影部の下端																																		
21	高 欄	道路橋、鉄道橋																																	
22	橋 脚																																		
23	観 柱																																		
26	ガードレール	防護さく																																	
27	ガードパイプ																																		

図式の見方

大分類	分類コード	分類コード レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考				
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑳				
⑫	データタイプ	図形区分						31 中庭線	建物													
								32 棟割線														
								33 階層線														
								34 外付階段														
								35 ポーチ・ひさし														
								46 へい														
								47 輸送管														
								51 表層面														
								52 水表面														
								61 直線					中心線									
					62 円弧																	
					63 クロソイド																	
					64 その他の緩和曲線																	
					71 石杭				境界標													
					72 コンクリート杭																	
					73 合成樹脂杭																	
					74 不銹鋼工杭																	
					75 その他の境界標杭																	
					76 境界計算点																	
					99 表現補助データ																	
⑬		データ																				
⑭	レコード																					
⑮	データタイプ	方向																				
⑯		属性数値																				
⑰		線号																				
⑱		適用																				
⑲		端点一致																				
⑳		備考																				

境界等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値						
境界等	11			01	都府県界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2			6	<p>地方自治法に定める行政区画等の境をいう。異なる境界記号が重複する部分の優先順位は分類コードの小さい順とし、関係市町村で確定されていない境界は表示しない。</p> <p>1.異なる境界記号が重複する部分の優先順位は、図式分類コードの小さい順とする。                  2.境界記号は、原則として境界の真位置と記号の中心線とが一致するように表示する。                  3.関係市区町村で確定されていない境界は表示しない                  4.大字・町（丁）界は、東京都の区、市町村及び指定都市の区内で区域が明確なものを表示する。                  5.境界記号上には、注記、建物記号、小物体記号及び場地記号は原則として表示しない。ただし、表現上やむを得ない場合は境界記号を間断して表示することができる。</p>	○			
					02	北海道の支庁界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2			6	都道府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○		
					03	郡市・東京都の区界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2				6	都道府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○	
					04	町村・指定都市の区界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2				6	都道府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。	○	
					06	大字・町・丁目界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2				4	<p>大字界、町界及び丁目界については、区域が明確なものについて表示する。</p> <p>都道府県界（図式分類コード11-01）の適用を参照。</p>	○	
					07	小字界	(一般) (道路) (河川)				境界の位置と一致する。		線	E2				4	小字界については、区域が明確なものについて表示する。「製品仕様書」による。	○	
					10	所属界	一般 道路 河川				境界の位置と一致する。		線	E2				6	<p>島等で所属を示す必要のある場合で、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。</p> <p>所属界は、所属を示す必要のある場合に、それぞれの所属が読図できる程度に表示する。</p>	○	

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データレコード	方向	属性数値					
													レイヤ				
交通施設	21	01 道路線（街区線）	一般 道路 河川					道路線線を取得		線	E2			3	幅員（道路線から道路線までの間をいう。）を縮尺化して表示する道路で、地図情報レベル500ではすべての道路、1000では0.5m以上の道路を表示する。	○ 道路線とは、道路法第2条第1項に規定された道路にあっては道路構造令に定められた道路にあっては道路構造令に定められた歩道、自転車道、車道、中央帯、路肩、又は植樹帯等で構成される道路の部分で最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合には、当該植樹帯を除いた道路の最も外側の線をいう。）、道路法第2条第1項に規定する以外の道路にあってはこれに準ずる線をいう。  橋や高架、あるいは袋小路や敷地入り口等で間断される箇所以外は一要素として作成し、橋や高架等とは座標一致で連続し、袋小路や敷地入り口等は間断区分を設定して座標一致で連続させる。	
			一般					中心線を取得		線	E2			6			1. 幅員が地図情報レベル 2500では1.0m以上、5000では2.0m以上の道路をいう。 2. 市街地において、特に表示する必要がある幅員が 図上0.4mm未満の道路は、0.4mmとして表示する。
		02 軽 車 道			一般		中心線を取得		線	E2				6	軽車道とは、幅員1.0m以上、2.0m未満の道路をいい、長さが図上1.0cm未満のものは省略することができる。		
		03 徒 歩 道	一般 道路 河川					中心線を取得		線	E2				6		幅員が0.5m未満の道路をいう。土壌上のもは表示しない。 1. 徒歩道とは、幅員1.0m未満の道路をいう。 2. 徒歩道は、長さが図上1.0cm以上で、かつ次の基準のいずれかを満たすものを表示する。ただし土壌上のもは表示しない。 (1) 道路線及び軽車道に接続するもの。 (2) 登山、観光等に利用されるもの。 (3) 神社等主要な地点へ到達するもの。 (4) 耕地の区画等の景観を表現するために必要なもの。
			一般					道路線線を取得		線	E2				3		公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路等のような特定の地区内における道路で、幅員が地図情報レベル500で0.5m以上、1000では1.0m以上のものを表示する。  庭園路とは、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等特定の敷地内の道路をいい 幅員が地図情報レベル2500では1.0m以上、5000では2.0m以上のものを表示する。
06 庭園路等	一般 道路 河川					道路線線を取得		線	E2				3	公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路等のような特定の地区内における道路で、幅員が地図情報レベル500で0.5m以上、1000では1.0m以上のものを表示する。  庭園路とは、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等特定の敷地内の道路をいい 幅員が地図情報レベル2500では1.0m以上、5000では2.0m以上のものを表示する。			
07 トンネル内の道路	一般 道路 河川					道路線線を取得 (終端は、原則として閉じない)		線	E2				3	道路の地下部をいい、その経路（道路線）を表示する。			

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
			レイヤ	項目	データ												
道路	21 09	建設中の道路	一般道路 河川					道路緑線を取得 (終端は、原則として閉じない)						3	現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に（建設中）の説明注記を添えて表示する。測図完了時までには開通見込みのものは完了時の道路で表示する。	○	
			一般道路 河川		一般		線										
道路施設	22 03	道路橋（高架部）	一般道路 河川				線線を取得	線	E2	6	3	鉄・コンクリート製の橋をいう。 高欄・橋脚部分は真形を表示する。	○				
							高欄 外周を取得（始終点座標一致）	21	面						E1		
							橋脚	22	線						E2		
							親柱	23	面						E1		
		一般				線線を取得	線	E2	有	6	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路橋（高架橋を含む）は、地図情報レベル2500においては、橋床部の長さが2.5m以上で幅員が1.0m以上、5000においては、橋床部の長さが5.0m以上で幅員が2.0m以上のものを正射影で表示する。</li> <li>橋の幅員が第1項に定める大きさ未満のものは、徒橋の記号で表示する。</li> <li>橋の長さが第1項に定める大きさ未満のものは、橋の記号を省略し道路として表示する。</li> </ol>						
						ひ開部は自動発生して表示											

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考		
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
			レイヤ	項目	データ													
交通施設	22	04	木橋	一般 道路 河川				緑線を取得  ひ開部は自動発生して表示		線	E2	有		3	木製の橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	○		
		05	徒橋	一般 道路 河川				中心線を取得  ひ開部は自動発生して表示		線	E2			6	徒歩橋をいい、ひ開部は自動発生して表示する。	○		
					一般			ひ開部は自動発生して表示							道路橋（図式分類コード 22-03）の幅員が地図情報レベル2500においては1.0m未満、5000においては2.0m未満のものは、徒橋の記号で表示する。			
		06	棧道橋	一般 道路 河川				緑線を取得  橋脚 外周を取得		線	E2				6	斜面を通過する道路で、橋桁の一侧が斜面に接し、反対側が橋脚になっている部分をいう。橋脚部分は真形を表示する。	○	
								橋脚 外周を取得 	22					3				
11	横断歩道橋	一般 道路 河川				外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1				3	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋をいう。  道路または鉄道の横断歩道橋は正射影を表示する。				
12	地下横断歩道	一般 道路 河川				外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1				3	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道をいい、経路の明確なものを表示する。				

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考		
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
			レイヤ	項目	データ													
交通施設	13	歩道	一般 道路 河川					車道との界線を取得		線	E2							道路縁で歩道を有する部分は、歩道の幅員が図上0.6mm以上のものを表示し、その端末は現況により閉塞する。
				一般														
	22	14	石段	一般 道路 河川			<p>極小 階段線間隔 1.0 mm</p>	縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)										<p>図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを表示し、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。</p>
								石段（上部部）		11	線	E2						
								石段（下部部）		12								
								階段線		99								
	縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)																	
				一般			<p>階段線間隔 0.5mm</p>	縁線を取得 (階段部は取得しないで石段の上端・下端は閉じない)										<p>1. 石段は図上の長さがおおむね2.0mm以上のものを真幅で表示する。ただし、幅員が図上0.5mm以下のものは省略することができる。 2. 石段の間隔は、すべて0.5mmとして表示する。 3. 競技場等で屋根のない階段状の観覧席は、石段に準じて表示する。</p>
								石段（上部部）		11								
								石段（下部部）		12								
階段線									99									



交通施設

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法		図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
交通施設	22			15	地下街・地下鉄等出入口	一般 道路 河川		<p>階段線間隔 1.0 mm →3.0←</p>	外周を取得（始終点座標一致）	99	面	E1			3	1. 地下街、地下鉄等出入口は外周の正射影を表示し、階段部は、出入口方向から3段表示する。 2. 建物の内部にある地下街・地下鉄等出入口は表示しない。				
									階段線（入口から3段取得）									線	E2	
						一般		<p>0.5 3.0 極小</p>	外周を取得（始終点座標一致）	99	面	E1								
									階段線（入口から3段取得）					線				E2		
						19	道路のトンネル	一般 道路 河川		<p>真形 極小 1/3円 →1.5←</p>	真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	面	E1					3	道路の地下部への出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。	
											真形 坑口部分の外周を取得									線
極小 中央位置の点と方向を取得	方向	E6	有																	
一般			真形 坑口部分の外周を取得（始終点座標一致）	面	E1				3	1. 道路のトンネルは出入口を坑口（図式分類コード42-19）の規定を準用して表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。										
			真形 坑口部分の外周を取得								線	E2								
			極小 中央位置の点と方向を取得								方向	E6	有	6						

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
交通施設	22	バス停	一般 道路 河川					位置の点情報を取得 	点	E5				3	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。		
		安全地帯	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1				3	道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯（安全島）をいう。		
		分離帯	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1				3	分離帯とは、道路の分離帯、ロータリーの中央島等をいい、正射影を表示する。		
			一般					中心線を取得 	線	E2				2	分離帯の幅員が図上0.4mm未満のものは、中心線を一条線で表示する。		
		駒止	一般 道路 河川					道路側の縁部を取得 	線	E2				6	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。		
		道路の雪覆い等	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1				3	雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいう。		
			一般					外周を取得（始終点座標一致） 							道路の雪覆い等とは、雪崩又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが図上2.0mm以上のものについて正射影を表示する。		
		側溝 U字溝無蓋	道路					縁線を取得 	線	E2				3	道路縁に設けられた無蓋のU字溝等をいう。		
側溝 U字溝有蓋	道路					縁線を取得 	線	E2				3	道路縁に設けられた有蓋のU字溝等をいう。				
側溝 L字溝	道路					縁線を取得 	線	E2				3	道路縁に設けられたL字溝等をいう。				

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
交通施設	22	34	側溝地下部	道路				地下経路 緑線を取得 ==	線	E2			3	道路縁に設けられたU字溝等の地下部をいう。			
		35	雨水樹	道路				外周を取得 (始終点座標一致) □	面	E1			3	道路縁に設けられた側溝に付随して設置された雨水等の集水樹をいう。			
		36	並木樹	道路				外周を取得 (始終点座標一致) □ □ □	面	E1			3	植樹保護のコンクリート製の枠または樹をいう。			
		38	並木	一般道路 河川	一般			並木の位置の点情報を取得 	点	E5			3	道路等に沿って整然と植樹された樹木等をいう。			
		38	並木		一般		並木の位置の点情報を取得 	点	E5			2	1. 並木とは、道路外縁、道路の歩道及び幅員が図上0.4mm以上の分離帯に道路に沿って整然と植樹された樹木をいい、長さが図上1.0cm以上のものについて、各樹木の真位置に表示するのを原則とする。ただし、樹木の間隔が図上3.0mm未満の場合は適宜省略することができる。 2. 歩道 (図式分類コード22-13) の表示を行わない場合は、並木は表示しない。 3. 並木は、道路縁、歩道及び分離帯とは重複して表示できる。				
		39	植樹	一般道路 河川			並木の位置の点情報を取得 	点	E5			3	街路樹、芝地等の植栽をいう。				







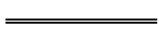
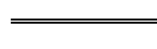
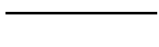

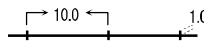

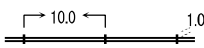

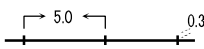

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考		
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
			レイヤ	項目	データ													
交通施設	22	41 道路情報板	道路					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3	道路法に規定する道路情報板をいう。種類を示す注記を併記する。			
		42 道路標識 案内	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3	道路管理者が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び規制に区分する。「製品仕様書」による。			
		43 道路標識 警戒	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3				
		44 道路標識 規制	(道路)					脚の位置の点情報と標識の向きを取得 		方向	E6	有		3				
		46 信号灯	道路					ポール位置と信号機の向きを取得 		方向	E6	有		3		専用ポールのある信号灯をいう。		
		47 信号灯 専用ポールのないもの	道路					信号機の位置と向きを取得 		方向	E6	有		3	電柱、横断歩道等に設置されている、専用ポールを持たない信号灯をいう。			
		51 交通量観測所	道路					位置の点情報を取得 		点	E5				3	交通量を常時観測している施設をいう。		
		52 スノーボール	(道路)					位置の点情報を取得 		点	E5				3	積雪時に道路線を確認できるように設置されているポールをいう。「製品仕様書」による。		
		53 カーブミラー	(道路)					位置の点情報を取得 		点	E5				3	交差点又は屈曲路等に設置されている確認鏡のうち公的なものをいう。「製品仕様書」による。		

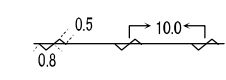
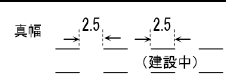
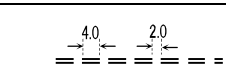
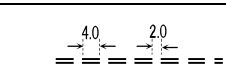
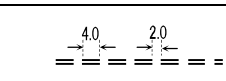
交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	適用	端点一致	備考
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
			レイヤ	項目	データ												
交通施設	22	55	距離標 (km)	道路				位置の点情報を取得	点	E5				3	起点からのkm単位の追距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。		
						1/Km	注記	E7									
						属性区分を21とし、起点からの距離程数値を整数形式(17)で、m単位の属性レコードに格納する。	属性	E8									
		56	距離標 (m)	道路				位置の点情報を取得	点	E5				3	起点からの0.1km単位の追距離を示す標識をいう。距離数を適切な位置に併記する。		
						0.1/Km	注記	E7									
				属性区分を22とし、起点からの距離程数値を整数形式(17)で、m単位の属性レコードに格納する。	属性	E8											
61	電話ボックス	一般道路 河川					外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1				3	独立した電話ボックスをいう。			
						位置の点情報を取得	点	E5									
62	郵便ポスト	一般道路 河川					位置の点情報を取得	点	E5				3	独立した郵便ポストをいう。			
63	火災報知器	一般道路 河川					位置の点情報を取得	点	E5				3	独立した火災報知器をいう。			

交通施設

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
交通施設	23	01	普通鉄道	一般 道路 河川					レールを取得する 	線	E2				8	○	鉄道事業法又は軌道法に基づいて運行されている鉄道で、特殊軌道及び索道を除いたものを表示する。工場等における引き込み線、駅構内又は操車場における側線は、本線と同じ記号で表示する。	
					一般		中心線を取得 	10										
		02	地下鉄地上部	一般 道路 河川					レールを取得する 	線	E2				8	地方公共団体及び東京地下鉄(株)等が管理する地下高速鉄道の路線のうち、軌道が地上部に出ているものをいう。		
		03	路面鉄道	一般 道路 河川					レールを取得する 	線	E2				8	路面鉄道とは、道路上に線路を敷設した鉄道で、主として路面上から直接乗り降りできる車両が運行される鉄道をいう。		
					一般		中心線を取得 	6										
04	モノレール	一般 道路 河川					中心線を取得 	線	E2				8	車両が一本の軌道桁に跨座し、又は懸垂して走行するものをいう。				
05	特殊鉄道	一般 道路 河川					レールを取得する 	線	E2				6	鋼索鉄道、普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道及び採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道をいう。				
			一般		中心線を取得 	特殊軌道は、次の各号に適用する。 (1) モノレール・鋼索鉄道。 (2) 普通鉄道と接続しない工場等特定の地区内の軌道。 (3) 採鉱(石)地と工場等を結ぶ専用軌道。												

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
			レイヤ	項目	データ												
交通施設	23	索道	一般道路 河川					中心線を取得						3	空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、大規模なものは説明注記を添えて表示する。		
				一般					線	E2			2	1. 索道とは空中ケーブル、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びこれらに類するものをいい、長さが図上2.0cm以上で恒久的なものを表示する。大規模なものは（スキーリフト）、（ベルトコンベヤー）等の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。 2. 索道で高塔のあるものは、高塔（図式分類コード42-35）を表示する。			
		建設中の鉄道	一般道路 河川			真幅 2.5 2.5 (建設中)		外周を取得	線	E2			3	現在建設中の軌道等をいい、測図完了時までに開通見込みのものは、完了時の鉄道で表示する。鉄道敷の外縁を鉄道とし、路線のおおむね中央部又は工事部分の末端に（建設中）の注記を添えて表示する。廃棄路線も同様に注記する。			
			一般道路 河川			真幅 1.5 1.5 (建設中)								2	建設中の鉄道は、軌道等の施設が現に建設中でその経路が明らかなものについて、鉄道敷の周縁を表示し、工事区間の中央部又は末端に（建設中）の説明注記（図式分類コード81-81）を添えて表示する。		
				一般													
		トンネル内の鉄道 普通鉄道	一般道路 河川			4.0 2.0		レールを取得する	線	E2			8	普通鉄道の地下部分をいう。			
地下鉄地下部	一般道路 河川			4.0 2.0		レールを取得する	線	E2			8	地下鉄の地下部分をいう。					
トンネル内の鉄道 路面鉄道	一般道路 河川			4.0 2.0		レールを取得する	線	E2			8	路面鉄道の地下部分をいう。					

交通施設

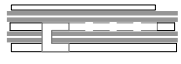
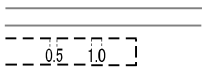
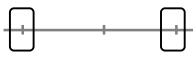
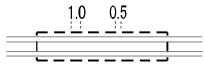
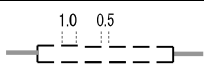
大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考		
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値	
鉄道	23			14	トンネル内の鉄道 モノレール	一般 道路 河川				中心線を取得 		線	E2			8	モノレールの地下部分をいう。			
				15	トンネル内の鉄道 特殊鉄道	一般 道路 河川				レールを取得する 		線	E2			6	特殊鉄道の地下部分をいう。			
交通施設	24			01	鉄道橋（高架部）	一般 道路 河川				橋 線線を取得 	22	線	E2	有		6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。図上の長さ15.0mm以上のものには記号としての半円を付す。			
						一般				橋脚 線線を取得 									3	
									一般									6	鉄道橋及び鉄道の高架部は、その正射影を表示する。ただし、鉄道の記号との間隔が狭い場合は、記号の外側に0.2mmの白部をおいて鉄道橋を表示する。	
				11	跨線橋	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致） 		面	E1				3	駅構内の鉄道を横断するために構築された橋をいい、跨線橋の正射影を表示する。	
				12	地下通路	一般 道路 河川				地下経路 線線を取得（始終点座標一致） 		面	E1			3	乗降客が鉄道を横断するために構築された地下道をいう。			



交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
			500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
			レイヤ	項目	データ												
交通施設	24	19 鉄道のトンネル	一般 道路 河川				真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口をいう。建設中のトンネルは出入口が明確な場合に表示する。  1. 普通鉄道及び特殊軌道のトンネルの出入口を坑口 (図式分類コード42-19) で表示し、地下の部を示す線は表示しない。 2. 建設中のトンネルは、出入口が明確な場合に表示する。				
							真形 坑口部分の外周を取得										
							極小 中央位置の点と方向を取得										
			一般			真形 坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1									
						真形 坑口部分の外周を取得											
						極小 中央位置の点と方向を取得											
	21	一般 道路 河川				真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1			3	1. 停留所とは、路面鉄道の駅をいう。 2. 停留所は、安全島 (安全地帯が島状の施設であるもの) がある場合は、その外縁を正射影で表示し、安全島がない (安全地帯が道路標識及び道路表示により明示されたもの) 場合及び狭小で正射影で表示できない場合は、おおむねその位置に極小の記号を表示する。					
						位置の点情報を取得											
						真形 外周を取得 (始終点座標一致)											
		一般			真形 外周を取得 (始終点座標一致)	面	E1										
					位置の点情報を取得												
					位置の点情報を取得												

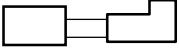

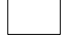
交通施設

大分類	分類コード	レイヤ	項目	データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
						500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
交通施設	24				プラットホーム	一般 道路 河川						外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	駅構内で乗降用に足場を高くした構造物をいう。	
						一般													1. プラットホームは、その外周の正射影を表示する。 2. 建物内にあるプラットホームは表示せず、鉄道の記号を建物縁に接着させて表示する。 3. プラットホームの上屋は、普通無壁舎（図式分類コード30-03）の記号を適用する。	
					プラットホーム上屋	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	プラットホーム上に建造された雨よけ等の屋根をいう。		
					モノレール橋脚	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	モノレールの橋脚をいう。		
28					鉄道の雪覆い等	一般 道路 河川					外周を取得（始終点座標一致）		面	E1			3	雪崩又は落石等を防ぐために鉄道上に設置されたものをいう。		
						一般					外周を取得（始終点座標一致）					4	鉄道の雪覆い等は、道路の雪覆い等（図式分類コード22-28）の規定を準用して表示する。			

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物等	30	01	普通建物	一般 道路 河川				外形 外周を取得（始終点座標一致）	面	E1				3	3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。				
								中庭線 外周を取得（始終点座標一致）											
								棟割線	線	E2									
								階層線											
								外付階段（縁部）	面	E1									
								外付階段（階段線）	線	E2									
								ポーチ・ひさし	面	E1									
				一般				外形 外周を取得（始終点座標一致）	面	E1							1. 普通建物とは、3階未満の建物及び3階以上の木造等で建築された建物をいう。 2. 市街地等において建物が密集し個々に建物を表示しづらい場合は、その景況を損なわない範囲内で総描することができる。 3. 総描して表示する建物のうち、個々の建物が判別できるものは、その境を2号線の棟割線で区画し、現況の表現につとめるものとする。 4. 一つの建物が普通建物と堅ろう建物の部分からなる場合は、外周を普通建物で囲い、堅ろう建物の部分を、階層線として6号線で表示する。		
								中庭線 外周を取得（始終点座標一致）											
								棟割線	線	E2									
								階層線											

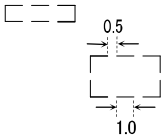
建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ						線号	用途	端点一致	備考
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
建物等	30	02	堅ろう建物	一般 道路 河川					外形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1							
																			
									中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)		31								
									棟割線		32								
									階層線		33								
									外付階段 (縁部)		34								
	外付階段 (階段線)	階段線間隔 1.0 mm	99	線	E2														
	ポーチ・ひさし		35																
	外形 外周を取得 (始終点座標一致)		面	E1															
																			
	中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)		31																
	棟割線		32																
階層線		33	線	E2															

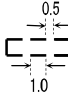
6 鉄筋コンクリート等で建築された建物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。階層表示は「製品仕様書」による。

ポーチ・ひさし・外付階段は破線 (実線1.0mm、白部0.5mm) とする。

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物等	30	03	普通無壁舎	一般 道路 河川				外形 外周を取得（始終点座標一致）	31	面	E1		3	側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の建築物で、3階未満のものをいう。					
								中庭線 外周を取得（始終点座標一致）											
								棟割線	32	線	E2								
								階層線	33										
								外付階段（縁部）	34	面	E1								
				外付階段（階段線）				99	線	E2									
				ポーチ・ひさし				35	面	E1	<ol style="list-style-type: none"> <li>普通無壁舎とは、側壁のない建物、温室及び工場内の建物類似の構築物で、3階未満のものをいう。</li> <li>普通無壁舎は、原則として長辺が図上3.0mm以上のものを表示する。ただし、地域の景況を表すために必要と認められるものは、基準に満たないものであっても表示することができる。</li> <li>長辺が図上3.0mm未満のものが多数並んでいる場合は、適宜総描又は修飾して表示する。</li> <li>温室は、永続性のある堅固な構造のものを表示する。</li> </ol>								
				外形 外周を取得（始終点座標一致）				31											
				中庭線 外周を取得（始終点座標一致）															
				棟割線				32								線	E2		
階層線	33																		

建物等

大分類	分類コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物等	30	04	堅ろう無壁舎	一般 道路 河川			外形 外周を取得 (始終点座標一致)	31	面	E1	6		鉄筋コンクリート等で建築された側壁のない建物及び建物類似の建築物で、地上3階以上又は3階相当以上の高さのものをいう。						
							中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)												
							棟割線	32	線	E2									
							階層線												
							外付階段 (縁部)	34	面	E1									
							外付階段 (階段線)	99	線	E2									
							ポーチ・ひさし												
				35			面	E1											
				外形 外周を取得 (始終点座標一致)			31	面	E1	6									
				中庭線 外周を取得 (始終点座標一致)															
				棟割線			32	線	E2										
				階層線															
				33															

建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物に付属する構造物等	34	01	門	一般道路 河川				門柱の外周を取得（始終点座標一致） 	面	E1			3	石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む。				
				一般			門柱の外周を取得（始終点座標一致） 	方向	E6	有		2				門は、石、コンクリート、れんが等でできた堅ろうな門柱を有するもので、図上0.5mm以上の大きさのものを正射影で表示する。		
		02	屋 門	一般道路 河川			建物の中の道路線取得 	線	E2				3	建物の一部が道路に供されているものをいう。  屋門は、神社・仏閣等における規模の大きなものについて、普通建物（図式分類コード30-01）の記号の内部に、通路に相当する部分の真幅を破線で表示する。				
				一般														
	03	たたき	一般道路 河川			外周を取得（始終点座標一致）  内部りん形点は自動発生して表示する	面	E1			3	ガソリンスタンド等、広範囲をコンクリート等で覆われたものをいう。						
	04	プ ー ル	一般道路 河川			水部との境を取得（始終点座標一致）  説明注記 図郭に対して平行垂直入力 <b>プール</b>	面	E1			3	人工の遊泳施設をいう。ただし、屋内のものは除く。						
						注記	E7											

建物等

大分類	分コード	レイヤ	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	03			官公署	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	外国公館及び大規模な官公署については、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合又は小規模な官公署で特に記号がないものは、官公署の記号で表示する。			
						一般道路河川				記号の表示位置の点情報を取得 									
							一般												
	04				裁判所	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	裁判所（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
							一般道路河川				記号の表示位置の点情報を取得 								
								一般											
	05				検察庁	一般道路河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	検察庁（同支部を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。		
							一般道路河川				記号の表示位置の点情報を取得 								
								一般			記号の表示位置の点情報を取得 								



建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	適用	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	07	税務署	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	税務署（国税局を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
				一般道路 河川														
					一般													
	08	税関	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	税関をいう。				
				一般道路 河川														
	09	郵便局	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	郵便局は、普通郵便局及び特定郵便局については注記で表示するのを原則とする。ただし、建物の一部にあるもの及び簡易郵便局は記号で表示する。				
				一般道路 河川														
	10	森林管理署	一般道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得	点	E5			4	森林管理署（森林管理局、森林事務所を含む）は注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。				
				一般道路 河川														
					一般													

建物等

大分類	分類コード	分類 レイヤ	項目 データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
					500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物 建物記号 等	35	11	測候所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5			4	測候所をいう。地方気象台等は注記とする。			
				一般 道路 河川															
		12	地方整備局事務所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				4	国の機関（公団を含む）における地方整備局事務所等をいう。		
				一般 道路 河川															
		13	出張所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				4	国の機関（公団を含む）における工事事務所等の出張所をいう。		
				一般 道路 河川															
		14	警察署	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				4	警察署をいう。		
				一般 道路 河川															
		15	交番	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得		点	E5				4	交番とは、警察法による交番その他の派出所及び駐在所をいう。記号を原則とする。		
				一般 道路 河川															
						一般													

建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
建物記号等	35	16	消防署	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	1. 消防署及びその出張所等消防器具を装備し消防署員が常時駐在する施設は、注記で表示するのを原則とする。ただし、市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。 2. 消防分団等で施設が大きいものは記号で表示する。			
					一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 									
						一般											記号の表示位置の点情報を取得 	
	35	17	職業安定所（ハローワーク）	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	職業安定所（ハローワーク）は、注記で表示するのを原則とする。ただし、同出張所及び市街地等において重要な地物を抹消するおそれがある場合は記号で表示する。			
					一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 									
						一般											記号の表示位置の点情報を取得 	
	35	18	土木事務所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	地方公共団体における土木事務所、工営所等をいう。			
					一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 									
	35	19	役場支所及び出張所	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 	点	E5			4	市・特別区・町・村及び指定都市の区の役場、支所及び出張所をいう。  市・特別区・町・村・指定都市の区の役場支所及び出張所は記号で表示する。			
					一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 									
						一般											記号の表示位置の点情報を取得 	

建物等

大分類	分類コード	項目データ	名称	地図情報レベル				図式	データタイプ					線号	用途	端点一致	備考	
				500	1000	2500	5000		取得方法	図形区分	データ	レコード	方向					属性数値
				レイヤ	レイヤ	レイヤ	レイヤ											
建物記号等	35	21	神社	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5			4			
					一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5						
							一般											
		22	寺院	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得									
					一般 道路 河川						点	E5						
							一般											
23	キリスト教会	一般 道路 河川					記号の表示位置の点情報を取得 											
			一般 道路 河川				記号の表示位置の点情報を取得 		点	E5								
					一般													